

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年6月24日

【事業年度】 第70期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 モリテック スチール株式会社

【英訳名】 MOLITEC STEEL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水正廣

【本店の所在の場所】 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

【電話番号】 大阪(06)6762-2721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役本社管理部長 谷口正典

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

【電話番号】 大阪(06)6762-2721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役本社管理部長 谷口正典

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (千円)	23,173,421	24,982,572	22,230,385	19,571,678	23,700,496
経常利益 (千円)	1,082,028	1,135,473	439,429	291,346	903,605
当期純利益 (千円)	595,063	631,287	197,098	181,885	473,240
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,848,846	1,848,846	1,848,846	1,848,846	1,848,846
発行済株式総数 (株)	22,558,063	22,558,063	22,558,063	22,558,063	22,558,063
純資産額 (千円)	11,447,941	11,397,227	10,877,431	11,121,092	11,394,175
総資産額 (千円)	20,566,528	20,378,165	16,554,793	18,430,210	19,790,105
1株当たり純資産額 (円)	509.16	507.37	485.18	496.22	508.44
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	8.00	7.00	9.00
(うち1株当たり 中間配当額)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 (円)	26.46	28.09	8.78	8.11	21.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	55.7	55.9	65.7	60.3	57.6
自己資本利益率 (%)	5.2	5.5	1.8	1.7	4.2
株価収益率 (倍)	15.68	8.90	17.65	23.43	12.93
配当性向 (%)	37.8	35.6	91.1	86.3	42.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,936,167	431,558	513,781	2,514,356	773,920
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	605,716	182,226	974,022	184,168	616,327
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	229,687	231,088	242,284	202,312	181,374
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,801,422	3,819,665	2,089,576	4,217,452	4,193,671
従業員数 (人)	245	254	264	269	285
[外、平均臨時雇用者数]	[ 8]	[ 9]	[14]	[23]	[27]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

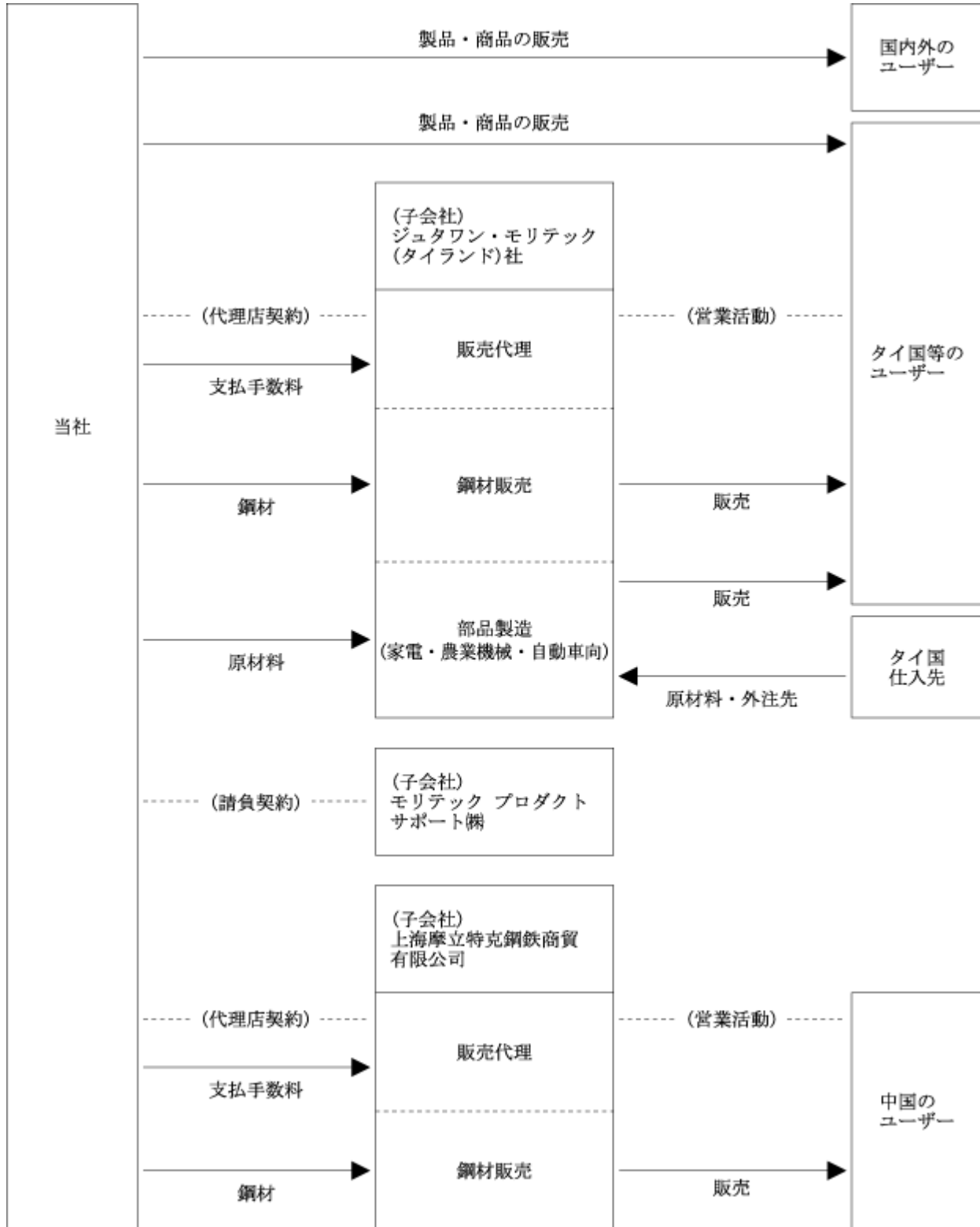
## 2 【沿革】

- 昭和18年5月 大阪市において、森 堅次氏が焼入鋼帯・ぜんまいの販売を業務とした森商店を創業。
- 昭和25年11月 資本金100万円を以って法人組織とし、商号を森ゼンマイ鋼業株式会社に変更。
- 昭和30年4月 東京営業所を新設。
- 昭和31年6月 名古屋営業所、小阪工場を新設。
- 昭和38年7月 通商産業省より企業合理化促進法に基づく応用研究補助金の決定を受ける。
- 昭和38年10月 株式を大阪店頭市場に公開。
- 昭和41年12月 ベーナイト組織焼入鋼帯(ベーナイト鋼帯)の量産工業化に成功。
- 昭和42年3月 鋳金部高井田工場を新設。
- 昭和43年8月 空機部及び福岡営業所を新設。
- 昭和47年10月 協同鋼業(株)を合併し、鋳金部大東工場及び宇都宮工場を新設。
- 昭和53年9月 広島営業所を新設。
- 昭和53年10月 空機部を廃止。
- 昭和56年11月 株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 昭和58年5月 大東工場を拡張。
- 昭和62年2月 福岡営業所を廃止。
- 昭和62年4月 三重大山田工場熱処理製造部を新設し、小阪工場を移転。
- 平成2年8月 三重大山田工場鋳金製造部を新設し、高井田工場の一部を移転。
- 平成2年9月 商号をモリテックスチール株式会社に変更。
- 平成4年6月 北海道営業所を新設。
- 平成6年5月 三重大山田工場鋳金製造部へ高井田工場を移転。
- 平成8年3月 三重大山田工場鋳金製造部へ大東工場を移転。
- 平成9年4月 タイ現地法人〔ジータワン・モリテック(タイランド)社〕を設立。
- 平成12年9月 株式を大阪証券取引所市場第一部に上場。
- 平成14年11月 〔モリテックプロダクトサポート株式会社〕を設立。
- 平成17年2月 上海駐在員事務所を新設。
- 平成19年10月 広島営業所九州出張所を新設。
- 平成21年4月 インドネシア駐在員事務所、インド駐在員事務所を新設。
- 平成22年7月 上海駐在員事務所を廃止し、中国現地法人〔上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司〕を設立。

3 【事業の内容】

当社は、事業部門として、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とした焼入鋼帯（ベーナイト鋼帯を含む。）を製造販売する焼入鋼帯部門及び鍍金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）を製造販売する鍍金加工品部門とがあり、需要分野はいずれも耐久消費財で広汎にわたっております。

なお、子会社としては、ジュタワン・モリテック（タイランド）社（当社の貿易業務のうち、タイ国内向けの鋼材輸出の販売代理業務、タイ国内向けの鋼材販売、及び家電・農業機械・自動車用の各部品製造販売）、モリテックプロダクトサポート株式会社（製造、組立、包装等業務請負）、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司（当社の貿易業務のうち、中国国内向けの鋼材輸出の販売代理業務、中国国内向けの鋼材販売）の3社があります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
285[27]	40.3	14.6	4,815,951

セグメントの名称	従業員数(名)
商事部門	50 (3)
焼入鋼帯部門	30 (1)
鋳金加工品部門	188 (22)
全社(共通)	17 (1)
合計	285 (27)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。  
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、モリテックスチール株式会社三重大山田工場労働組合と称し、上部団体には加入しておらず、平成23年3月31日現在の組合員数は159名で、労使間には特記する事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期におけるわが国経済は、中国など新興国を中心とした世界経済の回復による輸出の増加や政府による景気刺激策の効果等により、景況感に改善の兆しがみられましたが、景気刺激策の効果一巡や円高などの影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続いておりました。さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災が国内経済に与える影響は甚大であり、わが国経済にも多大な影響が懸念される状況となりました。

このような状況下におきまして、当期売上高は、237億円と前期比21.1%増加し、営業利益につきましても8億5千8百万円と前期比328.4%増加いたしました。

経常利益は9億3百万円と前期比210.1%、当期純利益は4億7千3百万円と前期比160.2%それぞれ増加いたしました。

セグメント別の業績では、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門では、自動車関連需要が好調に推移したことにより、売上高は153億6千2百万円と前期比20.1%増加、セグメント利益（営業利益）につきましても6億7千2百万円と前期比9.6%増加いたしました。

焼入鋼帯を製造販売しております焼入鋼帯部門につきましても、自動車関連需要と刃物関連需要の増加により、売上高は18億1千4百万円と前期比33.0%増加し、セグメント利益（営業利益）につきましても2億7千3百万円と前期比286.6%増加いたしました。

また、鍍金加工品部門につきましても自動車関連需要と農業機械関連需要が増加したことにより、売上高は65億2千3百万円と前期比20.4%増加し、セグメント利益（営業利益）につきましても7億3千4百万円と前期比301.7%増加いたしました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より2千3百万円減少し、41億9千3百万円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益を8億7千4百万円、非資金項目である減価償却費を5億3千3百万円計上したほか、売上債権の増加6億3千3百万円、たな卸資産の増加5億2千7百万円、仕入債務の増加6億5千5百万円等により、7億7千3百万円の資金増加（前事業年度は25億1千4百万円の資金増加）となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社出資金の払込による支出4億7千1百万円、固定資産の取得1億2千万円等により、6億1千6百万円の資金減少（前事業年度は1億8千4百万円の資金減少）となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払1億5千6百万円を行ったこと等により、1億8千1百万円の資金減少（前事業年度は2億2百万円の資金減少）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
焼入鋼帯部門	1,859,208	+39.0
鋳金加工品部門	6,575,749	+21.9
合計	8,434,957	+25.3

(注) 1. 金額の算定基準は販売価格によっております。  
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当事業年度における商品仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目	仕入高(千円)	前年同期比(%)	
商事部門	特殊帯鋼	9,055,524	+40.0
	普通鋼	4,146,464	+48.7
	その他	873,266	+7.8
合計	14,075,255	+39.8	

(注) 1. 金額は実際仕入額で算出したものであります。  
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当事業年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
焼入鋼帯部門	1,823,856	+22.0	339,186	+2.8
鋳金加工品部門	6,530,594	+16.4	731,314	+1.0
合計	8,354,451	+17.5	1,070,500	+1.6

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

### (4) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目	販売高(千円)	前年同期比(%)	
商事部門	特殊帯鋼	9,921,659	+20.0
	普通鋼	4,278,568	+22.8
	その他	1,162,434	+12.4
	小計	15,362,663	+20.1
焼入鋼帯部門	1,814,702	+33.0	
鋳金加工品部門	6,523,130	+20.4	
合計	23,700,496	+21.1	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
(株)ダイナックス	2,831,543	14.5	3,472,748	14.7
(株)エクセディ	2,512,008	12.8	2,878,232	12.1

3. 金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

(1) 当社は、持続的な成長をめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鍍金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に提供してまいります。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの高機能な複合製品の展開をさらに強化するとともに、自社ブランド製品の開発に努めてまいります。

今後の海外市場における需要家ニーズへの迅速な対応と新規需要開拓を積極的に推進するために海外拠点の生産体制、販売体制を強化し、グローバル展開を推進してまいります。

当社は、環境保全の取り組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境への負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい製品を生産してまいります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決定し、その後、平成20年6月25日開催の第67期事業年度に係る定時株主総会において、旧プランの導入に関する議案につき、出席の株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は、平成23年6月24日開催予定の第70期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結のときまでとされております。

その後、当社は、社会経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をよりいっそう確保し、またはこれを向上させるための取組みとして、旧プランの内容について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランの一部を変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

なお、本更新に伴う旧プランからの主たる変更点は、対抗措置を新株予約権の無償割当て（その主な内容は別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に定めるとおりです。以下同じ。）に限定し、その他の措置の発動の余地を排除したことなどです。

また、本プランにつきましては、当社の監査役はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本プランの内容は、以下のとおりであります。

#### 会社支配に関する基本方針について

当社は、昭和18年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）および、鍍金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福につながり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『持続的に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値および株主様共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

#### 当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

##### 1. 当社の取組み内容

当社および当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による持続的に成長する会社づくりをめざして、特殊帯鋼の専門商社および焼入鋼帯・鍍金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。



また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野への転造工法等の加工技術を核としたアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

当社および当社グループ会社は、環境保全の取り組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境の負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい製品を生産しております。

以上の取組みにより、企業価値の向上に努めております。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

### (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は概ね1ヶ月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議および内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。

当社の取締役会は現在10名で構成されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督しております。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するために取締役の任期を1年としております。

さらに、取締役会から独立した監査役会を設置しており、財務監査は当然のこととして、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。

### (2) コンプライアンス体制の強化

当社は、企業倫理要綱を設けるとともに従業員からの通報、相談を受け付けるヘルプラインを設置するなど、経営倫理委員会が中心となってコンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。

### (3) リスク管理体制の強化

当社は、リスクマネジメント委員会（平成19年4月設置）がリスクの評価、優先順位などを総括的に管理いたしております。

また、内部監査部を設置し、経営の合理化および能率の増進を目的とし業務および会計の監査を行うほか、リスク管理の視点からも監査を行っております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、で述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合およびこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。

## 1. 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株券等の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主様共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを導入し、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの導入およびそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの導入につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、( )当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、( )当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者および、その特定株主グループ( . 2 . (2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

#### 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決定いたしました。

本プランの導入当初における独立委員会の委員の氏名および略歴については別紙1をご参照下さい。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記 . 2 . (4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記 . 2 . (5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記 . 3 . (1)に定める例外的対応を採る場合並びに下記 . 3 . (2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

## (2) 対象となる買付行為等

本プランは、( )特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第6条第2項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。)、( )結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、( )特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主様との合意等<sup>4</sup>(以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。以下同様とします。)を適用対象とします。

## (3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記 . 2 . (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

<sup>1</sup> ( )当社の株券等(金融商品取引法(平成22年5月19日法律第32号、以下、同様とします。)第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者、およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。)を意味します。

<sup>2</sup> ( )特定株主グループが、脚注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。も計算上考慮されるものとします。)と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(ただし、との合算において、との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めない限り、同様とします。

<sup>4</sup> 共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意および、会社分割等の組織再編行為その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる一切の行為をいいます。

(4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果等を含みます。）

大規模買付者が保有する当社の発行するすべての有価証券、大規模買付者が行った当社有価証券にかかる過去のすべての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）

大規模買付者が当社有価証券に関して締結したすべての契約、取決めおよび合意（貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約または取り決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（本必要情報提出日以降に当社の株券等の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意または取り決めを含みます。）が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。）および取得資金の裏付け（資金の提供者実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループ会社の支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針、当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等

純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性、将来的に支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報

重要提案行為等<sup>5</sup>を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

当社および当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報および追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

#### (5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金 円貨 のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付行為の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定いたします（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値および株主様共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもございます。

大規模買付者および、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

### 3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様を利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値および株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ( ) 当社の株券等を買収し、その株券等につき当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ( ) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
- ( ) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ( ) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

いわゆる強圧的二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）

等株主様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較

において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合

大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な大規模買付行為である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社および当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合

大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、当社の特殊帯鋼の安定的供給ならびに自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器等に組み込まれる部品の製造に関する安全性に支障をきたすおそれのある場合

大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分または不適当であるため、当社事業の成長性または安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合

その他 ないし に準じる場合で、当社の企業価値および株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主様共同の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。

## (2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社および当社の株主様共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。

## (3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりであります。

## (4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記 3.(1)記載の対抗措置を採ること、または上記 3.(2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記 3.(1)もしくは 3.(2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後に大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。

新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令及び金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

#### 4. 株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

##### (1) 本プランの導入時に株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様にご提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの設定は、当社の株主の皆様および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記 3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主様共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者および、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利または経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

##### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は平成26年6月30日までに開催される第73期定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではないこ

と、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本プランの導入にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

2．株主様共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。本プランによって、当社の株主の皆様および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主様共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

3．株主の皆様を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記 . 5 . に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4．独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値および株主様共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 . 3 . に記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6．当社取締役の任期が1年であること

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、本定時株主総会において本プランが承認された後、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 . 5 . に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株券等の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上



独立委員会の委員の氏名・略歴

中野 正信（なかの まさのぶ）

昭和22年2月6日生まれ  
昭和44年3月 早稲田大学第一商学部卒業  
昭和45年8月 監査法人中央会計事務所入所  
昭和50年10月 公認会計士登録（現職）  
平成元年8月 中央新光監査法人代表社員  
平成12年9月 中野正信公認会計士事務所開設（現任）  
平成14年10月 税理士登録（現職）  
平成17年3月 税理士法人T A S設立 代表社員（現任）

安岡 重人（やすおか しげと）

昭和24年5月7日生まれ  
昭和48年3月 関西外国語大学外国語学部卒業  
昭和48年4月 サンスター株式会社 入社  
平成7年8月 サネックス インク（米国）取締役副社長  
平成10年6月 サンスター技研株式会社 取締役 輸送機事業本部 副事業本部長  
平成11年6月 サンスター技研株式会社 常務取締役  
平成13年6月 サンスター技研株式会社 代表取締役社長  
平成14年6月 サンスター技研株式会社 代表取締役兼執行役員社長  
平成15年12月 サンスタースイスS A オフィサー  
平成15年12月 サンスター株式会社 取締役兼代表執行役社長  
平成18年7月 サンスター株式会社 代表取締役社長  
平成19年7月 サンスター株式会社 顧問（現任）

山本 矩夫（やまもと のりお）

昭和9年4月23日生まれ  
昭和32年4月 京都大学法学部卒業  
昭和34年4月 大阪地家裁 判事補任官  
昭和44年4月 旭川地家裁 判事任官  
昭和49年4月 東京地裁 判事  
昭和52年4月 大阪高裁 判事  
昭和54年4月 大阪地裁 部総括判事  
平成元年6月 福島家裁 所長  
平成2年3月 神戸家裁 所長  
平成4年3月 大阪高裁 部総括判事  
平成11年4月 退官  
平成11年7月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現職）

上記3氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当総数  
新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。
2. 割当対象株主  
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てをいたします。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。
4. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。
7. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者および、その特定株主グループに属する者または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、これらに該当する者の関連者<sup>6</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものといたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。
8. 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものといたします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社取締役会の裁量により非適格者が有する新株予約権を取得することができるものといたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。
9. 対抗措置発動の停止等の場合における無償取得  
当社取締役会が、発動した対抗措置の停止または変更を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。
10. 新株予約権証券の発行  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。
11. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以上

<sup>6</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日新製鋼株式会社	2,244	10.01
株式会社メタルワン	1,992	8.89
日本生命保険相互会社	1,310	5.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,110	4.96
株式会社みずほ銀行	1,110	4.96
株式会社近畿大阪銀行	960	4.29
大同生命保険株式会社	600	2.68
森 文 子	492	2.20
森 浩 之	466	2.08
第一生命保険株式会社	450	2.01
合 計	10,737	47.91

(注) 発行済株式の総数は22,558,063株、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

### 2. 委員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずるものでなければならない。

### 3. 任期

独立委員会の委員の任期は、平成26年6月30日までに開催される第73期定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 4. 招集

独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

### 5. 決議

独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

### 6. 決議事項その他

(1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。

大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求め  
るか否か

取締役会検討期間を延長するか否か

大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か

対抗措置を発動するか否か

対抗措置を発動する場合の具体的な内容

対抗措置の停止・中止または変更

本プランの修正または変更

その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

(2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。

(3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値および株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以上

## 4 【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響をおよぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

## (1) 自動車関連業界への売上について

当社の製品商品の販売先は、自動車関連、家電、農業機械、工具、刃物等の広い業界にわたっておりますが、売上高に占める自動車業界への割合は以下のとおり高くなっており、当社の業績は自動車業界における生産動向の影響を受ける可能性があります。

主な取引先としては、(株)ダイナックス、(株)エクセディ、三菱自動車工業(株)があります。(2 生産、受注及び販売の状況、(4)販売実績の(注)1をご参照ください。)

	前事業年度 (平成22年3月期)		当事業年度 (平成23年3月期)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
総売上高	19,571,678	100.0	23,700,496	100.0
うち、自動車業界売上高	14,297,995	73.1	17,170,978	72.5

## (2) 鋼材の仕入先について

当社は、主として、日新製鋼(株)の販売代理店である(株)メタルワンより鋼材を仕入れております。仕入高に占める(株)メタルワンの割合は以下のとおり高くなっております。

	前事業年度 (平成22年3月期)		当事業年度 (平成23年3月期)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
総仕入高	12,687,906	100.0	17,537,926	100.0
うち、(株)メタルワン	8,351,946	65.8	12,582,467	71.7

## 5 【経営上の重要な契約等】

当事業年度において、経営上の重要な契約等はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社は技術部門を中心として、将来の事業拡大を目的として研究開発に取り組んでおり、当事業年度における研究開発費は、85,180千円となりました。

なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。当事業年度における研究開発活動としては、自動車関連、住環境関連、エネルギー関連の鋳金加工品等の研究開発を実施しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当事業年度における売上高は237億円（前期比21.1%増）、売上原価は205億6千4百万円（前期比18.0%増）、販売費及び一般管理費は22億7千7百万円（前期比16.9%増）、営業利益は8億5千8百万円（前期比328.4%増）、当期純利益は4億7千3百万円（前期比160.2%増）となりました。  
当期のROE（自己資本利益率）は、4.2%（前期1.7%）となっております。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当期末における流動資産の残高は141億2千3百万円（前期末は128億7千4百万円）となり、12億4千8百万円の増加となりました。売上高の回復に伴い売上債権（6億3千3百万円増）、たな卸資産（前期比5億2千7百万円増）が増加したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当期末における固定資産の残高は、56億6千7百万円（前期末は55億5千5百万円）となり、1億1千1百万円の増加となりました。設備投資が2億7百万円にとどまりました結果、有形固定資産が減少（前期比3億3千4百万円減）いたしました。関係会社株式・関係会社出資金が増加（4億7千1百万円増）したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

当期末における流動負債の残高は75億9百万円（前期末は64億5千1百万円）となり、10億5千8百万円の増加となりました。売上高の回復に伴う仕入の増加により、仕入債務が増加（前期比6億5千5百万円増）したことが主な要因であります。

#### (固定負債)

当期末における固定負債の残高は8億8千6百万円（前期末は8億5千7百万円）となり、2千8百万円の増加となりました。役員退職慰労引当金の増加（前期比6千7百万円増）が主な要因であります。

#### (純資産)

当期末における純資産の残高は113億9千4百万円（前期末は111億2千1百万円）となり、2億7千3百万円の増加となりました。繰越利益剰余金が増加（前期比3億1千9百万円増）したことが主な要因であります。  
当期の自己資本比率は、57.6%（前期60.3%）となっております。

### (3) キャッシュ・フローの分析

当期末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが7億7千3百万円の収入（前期比17億4千万円減）、投資活動によるキャッシュ・フローが6億1千6百万円の支出（前期比4億3千2百万円増）、財務活動によるキャッシュ・フローが1億8千1百万円の支出（前期比2千万円減）の結果、41億9千3百万円（前期比2千3百万円減）となりました。

詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当期は、三重大山田工場を中心に生産設備の増強・合理化を推進するための設備投資を行い、設備投資額は207,392千円となりました。

商事部門では、車輛買換を中心に4,709千円、焼入鋼帯部門では三重大山田工場における焼入鋼帯製造設備の増強・合理化を中心として15,487千円、鋳金加工品部門につきましても三重大山田工場、宇都宮工場における鋳金加工品製造設備の増強・合理化を中心として162,008千円の設備投資を実施いたしました。また、全社共通として本社建物改造として25,187千円の設備投資を実施いたしました。なお、当期中において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面 積m <sup>2</sup> )	リース資産	その他		合計
三重大山田工場 鋳金営業部 (三重県伊賀市)	焼入鋼帯部 門・鋳金加 工品部門	生産設備	461,184	867,187	400,000	10,531	94,259	1,833,163	187
宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)	鋳金加工品 部門	生産設備	195,122	66,082	75,613		2,631	339,449	24
本社・大阪営業所 (大阪市中央区)	全社管理・ 商事部 門	その他設備・ 販売設備	135,727	2,653	163,884	27,212	2,158	331,635	38
東京営業所 (東京都港区)	商事部門	販売設備	783	1,855			806	3,444	7
名古屋営業所 (名古屋市熱田区)	商事部門	販売設備	15,176	1,839	1,224		407	18,647	6
広島営業所 (広島市中区)	商事部門	販売設備	80					80	4
広島営業所九州出張所 (福岡市博多区)	商事部門	販売設備		221				221	1
北海道営業所 (北海道千歳市)	商事部門	販売設備		259				268	5
住環境ユニット製品部 物流センター (大阪府大東市)	商事部門・ 鋳金加工品 部門	販売設備・ 物流設備	84,296	1,389	316,556		347	402,589	13
厚生施設 (三重県伊賀市)	全社資産	福利厚生設備	86,788	506	29,222		727	117,245	
その他 (大阪府東大阪市)	全社資産	その他設備	90		11,571			11,661	
合計			979,249	941,996	998,073	37,743	101,347	3,058,410	285

- 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮固定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
- 営業所名欄のその他は、旧高井田工場であります。
- 上記の他、他の者から賃貸している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの内容	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
三重大山田工場 (三重県伊賀市)	焼入鋼帯部門 鋳金加工品部門	事務機器	9,668	17,722
宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)	鋳金加工品部門	事務機器	257	856
本社・大阪営業所 (大阪市中央区)	全社管理 商事部門	事務機器	3,008	9,685

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
三重大山田工場 (三重県伊賀市)	焼入鋼帯部門	焼入鋼帯 生産設備	50,000	-	自己資金	平成23年 4月	平成24年 3月	-
	鋳金加工品 部門	鋳金加工品 生産設備	812,000	-	自己資金	平成23年 3月	平成24年 3月	-
宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)	鋳金加工品 部門	鋳金加工品 生産設備	8,000	-	自己資金	平成23年 4月	平成24年 3月	-

- (注) 1. 生産能力の増加については、品種(板厚・板幅・形状等)が多岐にわたり表示が困難であるため記載はしていません。  
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,558,063	22,558,063	大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	22,558,063	22,558,063		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成8年4月1日～ 平成9年3月31日	21,577	22,558,063	7,249	1,848,846	7,249	1,469,608

(注) 上記の増加は転換社債の株式転換によるものであります。

#### (6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	10	13	48	2	0	1,920	1,993	
所有株式数 (単元)	0	5,842	1,067	5,135	25	0	10,303	22,372	186,063
所有株式数 の割合(%)	0.00	26.11	4.77	22.95	0.11	0.00	46.05	100.00	

(注) 自己株式148,069株は、「個人その他」に148単元、「単元未満株式の状況」に69株含めて記載しております。



(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3-4-1	2,244	9.95
株式会社メタルワン	東京都港区芝3-23-1	1,992	8.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,310	5.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,110	4.92
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	1,110	4.92
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区城見1-4-27	960	4.26
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1-2-1	600	2.66
森 文子	大阪府柏原市	492	2.18
森 浩之	大阪府東大阪市	466	2.07
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	450	1.99
計		10,737	47.60

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 148,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,224,000	22,224	
単元未満株式(注)	普通株式 186,063		
発行済株式総数	22,558,063		
総株主の議決権			

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) モリテックスチール株式会社	大阪市中央区谷町 六丁目18番31号	148,000		148,000	0.66
計		148,000		148,000	0.66

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,708	308
当期間における取得自己株式	835	289

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	148,069		148,904	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主各位に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。

当期の配当金につきましては、安定的かつ継続的配当の基本方針のもと1株当たり8円の普通配当に設立60周年記念配当1円を加え、9円といたしました。

内部留保金につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、製品開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成23年6月24日 定時株主総会決議	201,689	9.00

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	470	417	267	200	305
最低(円)	334	227	153	136	172

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	185	192	295	299	298	305
最低(円)	173	175	185	262	259	268

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		清水正廣	昭和24年3月30日生	昭和46年4月 当社入社 平成2年5月 当社帯鋼営業部貿易部長 平成13年4月 当社帯鋼営業部貿易部長兼海外事業室長 平成13年6月 当社取締役帯鋼営業部貿易部長兼海外事業室長 平成14年8月 当社取締役帯鋼営業部貿易部長兼海外事業室長兼ユニット製品部長 平成15年11月 当社取締役帯鋼営業部ユニット製品部長 平成16年6月 当社常務取締役ユニット製品部長 平成17年6月 当社代表取締役社長、現在に至る。	(注)2	34
代表取締役 専務取締役	社長補佐、総務部・本社管理部・事業企画部管掌、技術本部・ジュタウン・モリテック(タイランド)社技術支援	五島吉朗	昭和23年10月16日生	昭和47年4月 当社入社 平成10年4月 当社三重大山田工場熱処理製造部長 平成11年4月 当社三重大山田工場生産技術部長 平成14年6月 当社取締役三重大山田工場生産技術部長 平成16年6月 当社常務取締役三重大山田工場生産技術部長 平成17年4月 当社常務取締役三重大山田工場生産技術部・品質管理部管掌 平成18年6月 当社常務取締役企画推進部・生産技術部・品質管理部管掌 平成19年6月 当社常務取締役技術部・品質保証部・環境管理部管掌 平成20年6月 当社専務取締役三重大山田工場・鍍金営業部・宇都宮工場総括、技術部・品質保証部・環境管理部管掌 平成21年6月 当社代表取締役専務取締役社長補佐、総務部・本社管理部管掌、技術部・ジュタウン・モリテック(タイランド)社支援 平成23年4月 当社代表取締役専務取締役社長補佐、総務部・本社管理部・事業企画部管掌、技術本部・ジュタウン・モリテック(タイランド)社技術支援、現在に至る。	(注)2	35
専務取締役	技術本部・品質保証部・環境管理部総括・三重大山田工場・宇都宮工場管掌	永見研二	昭和26年3月26日生	昭和48年4月 当社入社 平成14年4月 当社鍍金第一営業部長 平成15年6月 当社取締役鍍金営業部長 平成16年2月 当社取締役宇都宮工場長 平成19年1月 当社取締役鍍金営業部長、宇都宮工場管掌 平成19年6月 当社常務取締役鍍金営業部長、宇都宮工場管掌 平成21年6月 当社専務取締役技術部・鍍金営業本部・品質保証部・環境管理部総括、三重大山田工場・宇都宮工場・R&D部管掌 平成21年10月 当社専務取締役技術部・鍍金営業本部・品質保証部・R&D部総括、環境管理部・三重大山田工場・宇都宮工場管掌 平成23年4月 当社専務取締役技術本部・品質保証部・環境管理部総括、三重大山田工場・宇都宮工場管掌、現在に至る。	(注)2	27

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	帯鋼営業本部長	赤尾 正則	昭和30年4月14日生	昭和53年4月 当社入社 平成14年6月 当社三重大山田工場鍍金製造部長 平成15年6月 当社取締役三重大山田工場鍍金製造部長 平成17年4月 当社取締役三重大山田工場長兼鍍金製造部長 平成18年6月 当社常務取締役三重大山田工場長兼鍍金製造部長兼鍍金営業部・宇都宮工場・開発企画部管掌 平成19年1月 当社常務取締役三重大山田工場長兼鍍金製造部長、開発企画部管掌 平成19年6月 当社常務取締役三重大山田工場長 平成20年6月 当社常務取締役三重大山田工場管掌 平成21年6月 当社常務取締役鍍金営業本部長、R & D部長、技術部・品質保証部・環境管理部管掌 平成21年10月 当社常務取締役鍍金営業本部長、環境管理部長、R & D部・技術部・品質保証部管掌 平成23年3月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、現在に至る。	(注)2	25
常務取締役	鍍金営業本部長、技術本部・環境管理部・品質保証部管掌	木村 慎一	昭和31年6月27日生	昭和55年4月 当社入社 平成12年4月 当社帯鋼営業部広島営業所長 平成16年4月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 平成17年6月 当社取締役帯鋼営業本部長大阪営業所長 平成19年6月 当社常務取締役帯鋼営業部長兼大阪営業所長、住環境営業部管掌 平成20年6月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、西日本営業部長、住環境営業部長兼ユニット製品部長、事業企画部・東日本営業部管掌 平成21年6月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、西日本営業部長、事業企画部・東日本営業部管掌 平成22年7月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、西日本営業部長、事業規格部・東日本営業部管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司董事長 平成23年3月 当社常務取締役鍍金営業本部長、環境管理部長、R & D部・技術部・品質保証部管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司董事長 平成23年4月 当社常務取締役鍍金営業本部長、技術本部・環境管理部・品質保証部管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司董事長、現在に至る。	(注)2	31
取締役	本社管理部長兼C Pシステム部長	谷口 正典	昭和34年9月29日生	昭和59年4月 当社入社 平成10年4月 当社帯鋼営業部名古屋営業所長 平成15年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役経理部長 平成18年4月 当社取締役本社管理部長兼経理部長 平成20年6月 当社取締役本社管理部長 平成22年6月 当社取締役本社管理部長兼C Pシステム部長、現在に至る。	(注)2	26
取締役		糸川 哲朗	昭和30年9月2日生	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社三重大山田工場開発企画部長 平成18年6月 当社取締役開発企画部長兼開発技術部長 平成19年6月 当社取締役技術部長兼生産技術部長 平成21年7月 当社取締役ジュタワン・モリテック(タイランド)社副社長(出向)、現在に至る。	(注)2	25

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	総務部長兼庶務部長	松下 善紀	昭和31年4月2日生	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社三重大山田工場管理部長兼業務課長 平成17年6月 当社帯鋼営業本部ユニット製品部長 平成19年6月 当社取締役住環境営業部長兼ユニット製品部長 平成20年4月 当社取締役総務部長兼庶務部長 平成23年5月 当社取締役総務部長兼庶務部長、モリテックプロダクトサポート(株)取締役社長、現在に至る。	(注)2	25
取締役	帯鋼営業本部副本部長兼東京営業所長	門 高司	昭和36年7月8日生	昭和59年4月 当社入社 平成4年6月 当社営業本部北海道営業所長 平成16年4月 当社帯鋼営業部東京営業所長 平成19年6月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 平成20年6月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長兼東京営業所長 平成23年3月 当社取締役帯鋼営業本部副本部長兼東京営業所長、現在に至る。	(注)2	27
取締役	技術本部長兼開発技術部長	森 泰之	昭和34年3月9日生	昭和58年4月 当社入社 平成16年4月 当社三重大山田工場金型技術部長 平成18年6月 当社開発企画部金型部長 平成19年6月 当社技術部開発技術部長 平成21年6月 当社取締役技術部長兼開発技術部長 平成23年4月 当社取締役技術本部長兼開発技術部長、現在に至る。	(注)2・8	298
監査役 (常勤)		橋本 清司	昭和21年8月29日生	昭和44年4月 当社入社 平成7年4月 当社帯鋼営業部名古屋営業所長 平成10年4月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 平成13年6月 当社取締役帯鋼営業部大阪営業所長 平成14年4月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 平成16年4月 当社取締役帯鋼営業本部長兼鍍金第二営業部長 平成18年4月 当社取締役帯鋼営業本部長 平成19年6月 当社常勤監査役、現在に至る。	(注)3	29
監査役 (常勤)		森 剛之	昭和31年3月8日生	昭和60年4月 当社入社 平成16年4月 当社C Pシステム部長 平成19年4月 当社内部監査部長 平成21年6月 当社常勤監査役、現在に至る。	(注)4	334

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		宮 楠 克 久	昭和30年9月3日生	昭和55年4月 日新製鋼㈱入社 平成13年6月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所冷延精整部長 平成14年10月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所生産管理部長 平成17年4月 同社執行役員周南製鋼所長 平成19年4月 同社執行役員技術総括部長 平成20年4月 同社執行役員商品開発部長 平成22年4月 同社常務執行役員名古屋支社長、現在に至る。 平成21年6月 当社監査役、現在に至る。	(注)5	
監査役		田 原 尚 登	昭和38年10月29日生	昭和61年4月 三菱商事㈱入社 平成15年1月 ㈱メタルワン出向 平成20年4月 三菱商事㈱鉄鋼製品本部鉄鋼事業開発ユニットマネージャー 平成22年4月 ㈱メタルワン出向 ㈱メタルワン特殊鋼へ再出向 同社執行役員東日本営業第二本部長、現在に至る。 平成22年6月 当社監査役、現在に至る。	(注)6	
監査役		阪 口 誠	昭和33年5月14日生	平成2年4月 弁護士登録 平成17年10月 三山・阪口法律事務所(現 中之島シティ法律事務所)開設、現在に至る。 平成22年6月 当社監査役、現在に至る。	(注)7	
計						

- (注) 1 監査役のうち宮楠克久、田原尚登、阪口誠の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2 取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
3 監査役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
7 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
8 取締役 森泰之は、監査役 森剛之の弟であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

企業統治の体制につきましては、当社は会社法に基づく機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、常務会、経営会議、経営倫理委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、内部監査部を設置しております。

現状の体制につきましては、取締役の人数は10名（平成23年6月24日現在）であり、相互のチェックが図れるとともに、監査役5名（うち、社外監査役3名、平成23年6月24日現在）による監査体制、監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な執行、監督体制を構築しているものと考え、採用しております。

#### 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備状況

##### (1)取締役会

当社の取締役会は10名（平成23年6月24日現在）で構成されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督しております。

##### (2)常務会・経営会議

当社は概ね1ヶ月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議および内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。

##### (3)監査役会

当社は監査役制度を採用し監査役会を設置しております。

当社の監査役会は5名（平成23年6月24日現在）で構成されており、2名は常勤、3名は非常勤で、うち3名は社外監査役であります。監査役は監査役会の活性化に努め、監査役による経営のチェック体制が十分に機能するようにしております。

##### (4)内部監査部

当社は、内部監査部（構成員2名）を設置しております。経営の合理化および能率の増進を目的とし、業務および会計の監査を行っております。

##### (5)経営倫理委員会

当社は、「企業倫理要綱」を設け「経営倫理委員会」が中心となってコンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。また、従業員からの通報・相談を受付けるヘルプラインを設置しております。

##### (6)リスクマネジメント委員会

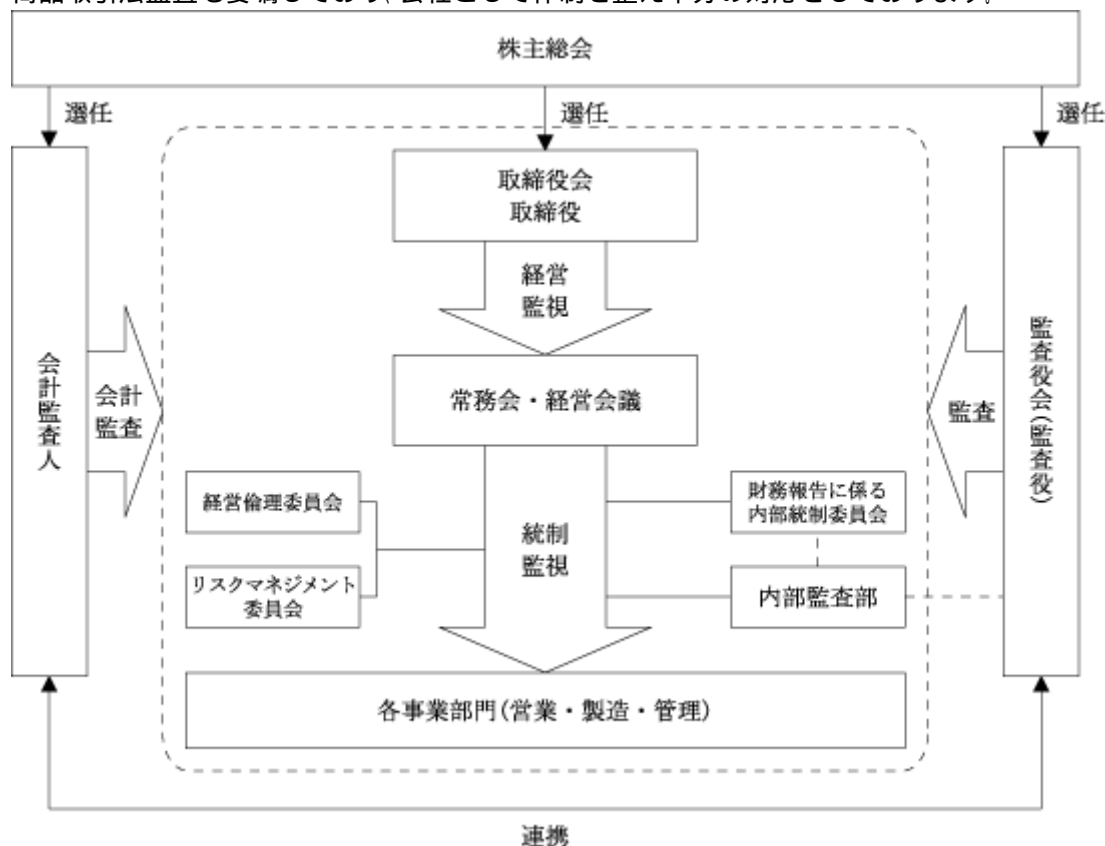
当社は、リスクマネジメント委員会がリスクの評価、優先順位などを総括的に管理しております。

##### (7)財務報告に係る内部統制委員会

当社は、財務報告に係る内部統制として、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および運用状況を管理し適時経営者に報告しております。

(8)会計監査人

会計監査人として、協立監査法人が会社法監査（会計監査）に従事しております。同法人には金融商品取引法監査も委嘱しており、会社として体制を整え十分の対応をしております。



内部監査及び監査役監査

(1)内部監査

内部監査部は、年間の監査実施計画および監査方針を作成し、これに基づき各事業所の業務および会計の監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査を実施しております。

(2)監査役監査

監査役監査については、取締役会、常務会、経営会議に出席するほか、各種会議にも積極的に参加し、重要な決済書類を閲覧し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。また、内部監査部との連携を密にして、随時必要な監査を実施しております。

(3)内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

監査役、内部監査部および会計監査人はそれぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役・内部監査部は会計監査人の監査に立会い、また監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外監査役(非常勤)3名(平成23年6月24日現在)を選任しております。

(1)社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役宮楠克久氏は、日新製鋼株式会社の常務執行役員を兼務しており、社外監査役田原尚登氏は、株式会社メタルワン特殊鋼の執行役員を兼務しております。また、社外監査役阪口誠氏は弁護士であります。なお、当社と社外監査役との間に特別な利害関係はありません。

(2)社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能、役割および選任状況

高い独立性および専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により当社の業務執行に対する適法性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

(3)社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会、監査役会などに出席し、豊かな経験と専門的な知見などを活かして監査活動を行っております。

監査役、内部監査部および会計監査人は情報交換会等を通じて情報を共有しており、監査役会において常勤監査役から社外監査役へ会社の状況について詳しく説明しております。



役員報酬の内容

(1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	役員退職慰勞 引当金繰入額	
取締役	239,400	141,591	38,412	59,397	10
監査役 (社外監査役を除く。)	37,759	24,120	5,238	8,401	2
社外役員 (社外監査役)	3,300	3,300			4

(2) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
45,310	6	使用人部長としての給与・賞与であります。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員報酬等の総額は株主総会において決議し、役員個人の報酬等の額は、取締役の報酬等は取締役会において、監査役の報酬等は監査役会において決定しております。

株主総会決議による限度額は下記のとおりであります。

(平成18年6月29日制定)

取締役	216,000千円
監査役	48,000千円

株式の保有状況

(1)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 28銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 1,263,933千円

(2)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日新製鋼(株)	1,021,000.000	199,095	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)エクセディ	81,714.000	186,553	円滑な取引関係の維持を図るため
三菱商事(株)	66,000.000	161,700	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)クボタ	168,404.714	143,480	円滑な取引関係の維持を図るため
ブラザー工業(株)	120,297.989	135,936	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)今仙電機製作所	87,812.000	103,969	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	140,962.000	69,071	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)りそなホールディングス	53,050.000	62,705	円滑な取引関係の維持を図るため
パナソニック(株)	36,564.931	52,287	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)日阪製作所	41,000.000	37,187	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)みずほフィナンシャルグループ	201,000.000	37,185	円滑な取引関係の維持を図るため
みずほ証券(株)	112,864.000	33,407	円滑な取引関係の維持を図るため
日本パワーファスニング(株)	212,864.000	21,499	円滑な取引関係の維持を図るため
日亜鋼業(株)	83,000.000	21,165	円滑な取引関係の維持を図るため

(当事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)エクセディ	81,714.000	204,121	円滑な取引関係の維持を図るため
日新製鋼(株)	1,021,000.000	182,759	円滑な取引関係の維持を図るため
三菱商事(株)	66,000.000	152,394	円滑な取引関係の維持を図るため
ブラザー工業(株)	122,849.543	150,122	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)クボタ	172,524.326	135,259	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)今仙電機製作所	87,812.000	100,983	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	140,962.000	54,129	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)日阪製作所	41,000.000	41,492	円滑な取引関係の維持を図るため
パナソニック(株)	37,671.435	39,856	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)みずほフィナンシャルグループ	201,000.000	27,738	円滑な取引関係の維持を図るため
日本パワーファスニング(株)	212,864.000	27,672	円滑な取引関係の維持を図るため
みずほ証券(株)	112,864.000	24,942	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)りそなホールディングス	53,050.000	21,007	円滑な取引関係の維持を図るため
日亜鋼業(株)	83,000.000	19,588	円滑な取引関係の維持を図るため
トピー工業(株)	87,778.485	19,135	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)T & Dホールディングス	5,200.000	10,660	円滑な取引関係の維持を図るため
(株)島精機製作所	3,850.000	8,127	円滑な取引関係の維持を図るため
象印マホービン(株)	36,300.000	8,022	円滑な取引関係の維持を図るため
知多鋼業(株)	12,678.000	6,060	円滑な取引関係の維持を図るため
シャープ(株)	7,000.000	5,775	円滑な取引関係の維持を図るため
三菱UFJ信託銀行(株)	10,760.000	3,324	円滑な取引関係の維持を図るため
パンドー化学(株)	7,619.651	2,948	円滑な取引関係の維持を図るため
第一生命保険(株)	20.000	2,510	円滑な取引関係の維持を図るため
三菱自動車工業(株)	1,000.000	102	円滑な取引関係の維持を図るため

(3)保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
上場株式	1,182	1,120	36	-	1,726

会計監査の状況

当社は、協立監査法人を会計監査人に選任しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は朝田潔氏と公江正典氏であり、監査業務に係る補助者は公認会計士3名、会計士補等2名であります。

役員の数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役会決議事項として定款に定めた株主総会決議事項

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,000		17,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

特に定めておりません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、協立監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社(3社)の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得しております。さらに、監査法人等が主催する研修、セミナーに積極的に参加するとともに、会計専門誌の定期購読等を行い、財務諸表等の適正性確保に努めております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
     【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,217,452	4,193,671
受取手形	1,877,302	2,073,779
売掛金	3 4,581,336	3 5,018,416
商品及び製品	1,530,067	1,929,957
仕掛品	266,949	324,689
原材料及び貯蔵品	234,013	303,397
前払費用	19,021	20,060
未収入金	3 74,380	3 138,152
繰延税金資産	75,925	121,113
その他	6,273	3,334
貸倒引当金	8,360	3,500
流動資産合計	12,874,364	14,123,073
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,025,059	962,607
構築物（純額）	19,963	16,641
機械及び装置（純額）	1,182,544	926,243
車両運搬具（純額）	16,018	15,752
工具、器具及び備品（純額）	153,964	101,347
土地	998,073	998,073
リース資産（純額）	38,095	37,743
建設仮勘定	50,228	90,581
有形固定資産合計	1, 2 3,483,948	1, 2 3,148,991
無形固定資産		
ソフトウェア	5,073	4,290
電話加入権	5,800	5,800
リース資産	41,356	36,194
無形固定資産合計	52,230	46,285
投資その他の資産		
投資有価証券	1,394,034	1,320,582
関係会社株式	155,636	571,633
関係会社出資金	-	55,764
関係会社長期貸付金	20,000	20,000
従業員に対する長期貸付金	12,466	18,036
長期前払費用	131	40
生命保険積立金	308,332	311,450
繰延税金資産	73,814	118,020
その他	68,661	69,636
貸倒引当金	13,410	13,410
投資その他の資産合計	2,019,666	2,471,754
固定資産合計	5,555,845	5,667,031
資産合計	18,430,210	19,790,105

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	1,056,908	1,107,270
買掛金	4,333,204	4,938,458
短期借入金	400,000	400,000
リース債務	22,631	26,361
未払金	181,763	272,935
未払法人税等	21,727	416,534
未払消費税等	162,431	16,025
未払費用	46,979	48,118
預り金	10,452	10,087
賞与引当金	150,000	185,000
役員賞与引当金	30,000	40,000
設備関係支払手形	34,880	45,345
その他	591	3,546
流動負債合計	6,451,569	7,509,684
固定負債		
リース債務	60,793	51,274
退職給付引当金	622,419	592,838
役員退職慰労引当金	174,334	242,133
固定負債合計	857,547	886,245
負債合計	7,309,117	8,395,930
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,848,846	1,848,846
資本剰余金		
資本準備金	1,469,608	1,469,608
資本剰余金合計	1,469,608	1,469,608
利益剰余金		
利益準備金	462,211	462,211
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	99,390	95,808
別途積立金	6,400,000	6,400,000
繰越利益剰余金	584,150	904,091
利益剰余金合計	7,545,752	7,862,111
自己株式	39,004	39,312
株主資本合計	10,825,203	11,141,253
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	295,889	252,921
評価・換算差額等合計	295,889	252,921
純資産合計	11,121,092	11,394,175
負債純資産合計	18,430,210	19,790,105

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>売上高</b>		
製品売上高	6,783,252	8,337,832
商品売上高	12,788,425	15,362,663
売上高合計	19,571,678	23,700,496
<b>売上原価</b>		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	511,401	437,186
当期製品製造原価	5,919,049	6,889,387
合計	6,430,450	7,326,574
製品期末たな卸高	437,186	511,338
製品売上原価	5,993,264	6,815,235
商品売上原価		
商品期首たな卸高	2,455,886	1,092,881
当期商品仕入高	10,066,599	14,075,255
合計	12,522,486	15,168,136
商品期末たな卸高	1,092,881	1,418,619
商品売上原価	11,429,605	13,749,517
売上原価合計	17,422,869	20,564,752
売上総利益	2,148,808	3,135,743
販売費及び一般管理費	1,948,457 <sup>1</sup>	2,277,416 <sup>1</sup>
営業利益	200,350	858,327
営業外収益		
受取利息	1,043	978
受取配当金	51,207	22,776
受取賃貸料	6,171	6,171
助成金収入	21,531	-
その他	19,056	20,027
営業外収益合計	99,010	49,954
営業外費用		
支払利息	4,009	3,568
為替差損	2,909	1,089
その他	1,095	17
営業外費用合計	8,014	4,675
経常利益	291,346	903,605

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	2,578
投資有価証券割当益	-	2,832
投資有価証券償還益	780	-
役員賞与引当金戻入額	6,350	-
保険解約益	38,214	-
受取保険金	10,964	9,633
その他	272	-
<b>特別利益合計</b>	<b>56,582</b>	<b>15,044</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	3 193	3 9,466
固定資産除却損	4 3,237	4 5,611
投資有価証券評価損	-	24,615
支払補償費	1,251	-
保険解約損	2,466	-
その他	736	4,003
<b>特別損失合計</b>	<b>7,885</b>	<b>43,696</b>
税引前当期純利益	340,043	874,954
法人税、住民税及び事業税	85,785	461,111
法人税等調整額	72,372	59,397
<b>法人税等合計</b>	<b>158,158</b>	<b>401,713</b>
<b>当期純利益</b>	<b>181,885</b>	<b>473,240</b>



## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)			当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
材料費			2,790,004	47.2		3,399,162	48.8
外注加工費			749,997	12.7		966,277	13.9
労務費			1,076,937	18.2		1,298,460	18.6
製造経費							
1 電力費		169,845			198,908		
2 減価償却費		603,235			490,618		
3 その他		523,772	1,296,853	21.9	610,049	1,299,576	18.7
当期総製造費用			5,913,793	100.0		6,963,477	100.0
仕掛品期首たな卸高			285,774			266,949	
合計			6,199,567			7,230,427	
仕掛品期末たな卸高			266,949			324,689	
固定資産振替高			13,568			16,350	
当期製品製造原価			5,919,049			6,889,387	

(注) 原価計算の方法は、総合原価計算によっております。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,848,846	1,848,846
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,848,846	1,848,846
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	1,469,608	1,469,608
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,469,608	1,469,608
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	1,469,608	1,469,608
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,469,608	1,469,608
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	462,211	462,211
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	462,211	462,211
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
前期末残高	103,332	99,390
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	3,942	3,581
当期変動額合計	3,942	3,581
当期末残高	99,390	95,808
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	6,200,000	6,400,000
当期変動額		
別途積立金の積立	200,000	-
当期変動額合計	200,000	-
当期末残高	6,400,000	6,400,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	777,675	584,150
当期変動額		
剰余金の配当	179,353	156,881
固定資産圧縮積立金の取崩	3,942	3,581
別途積立金の積立	200,000	-
当期純利益	181,885	473,240
当期変動額合計	193,525	319,940
当期末残高	584,150	904,091

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	7,543,220	7,545,752
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	179,353	156,881
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
当期純利益	181,885	473,240
当期変動額合計	2,532	316,358
当期末残高	7,545,752	7,862,111
<b>自己株式</b>		
前期末残高	37,807	39,004
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	1,197	308
当期変動額合計	1,197	308
当期末残高	39,004	39,312
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	10,823,868	10,825,203
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	179,353	156,881
自己株式の取得	1,197	308
当期純利益	181,885	473,240
当期変動額合計	1,335	316,050
当期末残高	10,825,203	11,141,253
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	53,562	295,889
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	242,326	42,967
当期変動額合計	242,326	42,967
当期末残高	295,889	252,921
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	53,562	295,889
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	242,326	42,967
当期変動額合計	242,326	42,967
当期末残高	295,889	252,921
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	10,877,431	11,121,092
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	179,353	156,881
自己株式の取得	1,197	308
当期純利益	181,885	473,240
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	242,326	42,967
当期変動額合計	243,661	273,082
当期末残高	11,121,092	11,394,175

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	340,043	874,954
減価償却費	648,410	533,918
貸倒引当金の増減額（ は減少）	840	4,860
賞与引当金の増減額（ は減少）	30,000	35,000
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	10,000	10,000
退職給付引当金の増減額（ は減少）	30,633	29,581
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	19,329	67,798
受取利息及び受取配当金	52,250	23,755
支払利息	4,009	3,568
固定資産売却損益（ は益）	193	6,887
固定資産除却損	3,237	3,015
投資有価証券評価損益（ は益）	-	24,615
投資有価証券償還損益（ は益）	780	-
投資有価証券割当益	-	2,800
売上債権の増減額（ は増加）	1,718,349	633,556
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,622,200	527,014
未収消費税等の増減額（ は増加）	-	65,951
その他の流動資産の増減額（ は増加）	8,280	2,389
仕入債務の増減額（ は減少）	1,580,170	655,616
未払消費税等の増減額（ は減少）	158,499	146,406
その他の流動負債の増減額（ は減少）	36,043	37,974
その他	31	-
小計	2,540,552	821,815
利息及び配当金の受取額	52,250	23,755
利息の支払額	3,899	3,540
法人税等の支払額	74,547	70,365
法人税等の還付額	-	2,255
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,514,356	773,920
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	138,855	120,485
固定資産の売却による収入	300	4,270
投資有価証券の取得による支出	8,955	21,327
投資有価証券の売却及び償還による収入	4,857	-
関係会社出資金の払込による支出	-	471,761
貸付けによる支出	28,195	11,050
貸付金の回収による収入	4,986	5,480
その他	18,306	1,453
投資活動によるキャッシュ・フロー	184,168	616,327
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	21,982	24,440
自己株式の取得による支出	1,197	308
配当金の支払額	179,132	156,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	202,312	181,374
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,127,876	23,781
現金及び現金同等物の期首残高	2,089,576	4,217,452
現金及び現金同等物の期末残高	4,217,452	4,193,671

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)	同左
3 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 (リース資産を除く) 建物(附属設備は除く) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 建物以外 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 8年～38年 機械及び装置 10年 工具、器具及び備品 2年～6年 無形固定資産 (リース資産を除く) ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法	有形固定資産 (リース資産を除く) 同左 同左 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額により計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額により計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末必要額の100%相当額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象 外貨建輸取出引（金銭債権） ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ方針 ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用しております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象 同左 ヘッジ手段 同左 ヘッジ方針 同左</p>
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。</p>	同左
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 【会計方針の変更】

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
退職給付に係る会計基準の適用	「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。	
資産除去債務に関する会計基準の適用		当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 担保提供資産	期末帳簿価格 建物 130,372千円 土地 13,500千円 合計 143,872千円 担保の対象債務 (株)メタルワンに対する買入債務 3,751,072千円 (極度額 220,000千円)	期末帳簿価格 建物 135,008千円 土地 13,500千円 合計 148,508千円 担保の対象債務 (株)メタルワンに対する買入債務 4,311,266千円 (極度額 220,000千円)
2 有形固定資産の減価償却累計額	14,569,797千円	14,897,173千円
3 関係会社に対する資産	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 売掛金 216,248千円 未収入金 316千円	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 売掛金 282,621千円 未収入金 236千円

## (損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(研究開発費) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額	52,036千円	85,180千円
1 販売費及び一般管理費	主なものは次のとおりであります。 運賃保管料 512,270千円 役員報酬・給料手当 546,046 従業員賞与 19,394 賞与引当金繰入額 56,530 役員賞与引当金繰入額 30,000 退職給付費用 27,234 役員退職慰労引当金繰入額 51,999 福利厚生費 133,137 賃借料及び使用料 73,708 減価償却費 40,778 販売費及び一般管理費のうち販売費の割合は66%、一般管理費は34%であります。	主なものは次のとおりであります。 運賃保管料 565,061千円 役員報酬・給料手当 589,733 従業員賞与 69,261 賞与引当金繰入額 65,585 役員賞与引当金繰入額 40,000 退職給付費用 30,292 役員退職慰労引当金繰入額 67,798 福利厚生費 164,700 賃借料及び使用料 78,480 減価償却費 43,300 販売費及び一般管理費のうち販売費の割合は64%、一般管理費は36%であります。
2 固定資産売却益		機械及び装置 2,578千円 合計 2,578
3 固定資産売却損	機械及び装置 193千円 合計 193	機械及び装置 9,466千円 合計 9,466
4 固定資産除却損	建物 116千円 機械及び装置 246 車輛運搬具 731 工具、器具及び備品 2,143 合計 3,237	建物 2,595千円 機械及び装置 2,135 車輛運搬具 693 工具、器具及び備品 186 合計 5,611



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末(株)
普通株式	22,558,063			22,558,063

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末(株)
普通株式	138,916	7,445		146,361

(注) 自己株式の増加7,445株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	179,353	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	156,881	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末(株)
普通株式	22,558,063			22,558,063

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末(株)
普通株式	146,361	1,708		148,069

(注) 自己株式の増加1,708株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	156,881	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	201,689	9.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の 期末残高と貸借対照表に 記載されている科目の金 額との関係	現金及び預金勘定 4,217,452千円 預入期間が3ヵ月を 超える積立預金 現金及び現金同等物 4,217,452	現金及び預金勘定 4,193,671千円 預入期間が3ヵ月を 超える積立預金 現金及び現金同等物 4,193,671

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																												
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、本社におけるホストコンピュータ(工具、器具及び備品)であります。 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具、器具及び備品 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>101,327</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>62,048</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>39,279</td> </tr> </tbody> </table> <p>取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>18,786千円</td> <td>20,492千円</td> <td>39,279千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払リース料</th> <th>減価償却費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>21,644千円</td> <td>21,644千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		工具、器具及び備品 (千円)	取得価額相当額	101,327	減価償却累計額相当額	62,048	期末残高相当額	39,279		1年以内	1年超	合計		18,786千円	20,492千円	39,279千円		支払リース料	減価償却費相当額		21,644千円	21,644千円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具、器具及び備品 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>80,866</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>60,394</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>20,471</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12,814千円</td> <td>7,656千円</td> <td>20,471千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払リース料</th> <th>減価償却費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>18,786千円</td> <td>18,786千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		工具、器具及び備品 (千円)	取得価額相当額	80,866	減価償却累計額相当額	60,394	期末残高相当額	20,471		1年以内	1年超	合計		12,814千円	7,656千円	20,471千円		支払リース料	減価償却費相当額		18,786千円	18,786千円
	工具、器具及び備品 (千円)																																												
取得価額相当額	101,327																																												
減価償却累計額相当額	62,048																																												
期末残高相当額	39,279																																												
	1年以内	1年超	合計																																										
	18,786千円	20,492千円	39,279千円																																										
	支払リース料	減価償却費相当額																																											
	21,644千円	21,644千円																																											
	工具、器具及び備品 (千円)																																												
取得価額相当額	80,866																																												
減価償却累計額相当額	60,394																																												
期末残高相当額	20,471																																												
	1年以内	1年超	合計																																										
	12,814千円	7,656千円	20,471千円																																										
	支払リース料	減価償却費相当額																																											
	18,786千円	18,786千円																																											

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融資産の保有及び運用は、資金配分方法の効率化及び健全な企業財務確立の一環として行うものとしております。資金運用については、預金・債券を主とした安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

デリバティブ取引については、外貨建営業債権に係る為替変動リスクを回避するために為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社の信用取引管理規定に従い、取引先ごとの残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

支払手形及び買掛金については、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社では、月次単位での資金計画を作成する等の方法により、当該リスクを管理しております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり金利の変動リスクは限定的であります。

デリバティブ取引については、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的とした為替予約取引であり、当社の為替取引基準に従って行っております。また、デリバティブ利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その契約自体がデリバティブ取引に係るリスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,217,452	4,217,452	
(2) 受取手形及び売掛金	6,458,639	6,458,639	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,392,164	1,392,164	
(4) 支払手形及び買掛金	(5,390,112)	(5,390,112)	
(5) 短期借入金	(400,000)	(400,000)	
(6) デリバティブ取引			

( ) 負債計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。  
 詳細については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

詳細については、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,870

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,217,452			
受取手形及び売掛金	6,458,639			
合計	10,676,092			

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	400,000					

当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融資産の保有及び運用は、資金配分方法の効率化及び健全な企業財務確立の一環として行うものとしております。資金運用については、預金・債券を主とした安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

デリバティブ取引については、外貨建営業債権に係る為替変動リスクを回避するために為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社の信用取引管理規定に従い、取引先ごとの残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

支払手形及び買掛金については、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次単位での資金計画を作成する等の方法により、当該リスクを管理しております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり金利の変動リスクは限定的であります。

デリバティブ取引については、外貨建での営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的とした為替予約取引であり、当社の為替取引基準に従って行っております。また、デリバティブ利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その契約自体がデリバティブ取引に係るリスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,193,671	4,193,671	
(2) 受取手形及び売掛金	7,092,195	7,092,195	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,306,502	1,306,502	
(4) 支払手形及び買掛金	(6,045,729)	(6,045,729)	
(5) 短期借入金	(400,000)	(400,000)	
(6) デリバティブ取引			

( ) 負債計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。  
 詳細については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

詳細については、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	14,080

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,193,671			
受取手形及び売掛金	7,092,195			
合計	11,285,867			

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	400,000					

(有価証券関係)

前事業年度

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成22年3月31日)

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,032,812	445,995	586,816
債券			
その他	44,987	37,488	7,499
小計	1,077,799	483,483	594,316
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	297,801	389,776	91,975
債券			
その他	16,563	21,494	4,931
小計	314,364	411,271	96,906
合計	1,392,164	894,755	497,409

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)

当事業年度

(1) 子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式571,633千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(2) その他有価証券(平成23年3月31日)

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	875,821	342,182	533,639
債券			
その他	41,532	37,488	4,044
小計	917,354	379,671	537,683
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	374,031	480,891	106,860
債券			
その他	15,116	21,494	6,377
小計	389,147	502,385	113,237
合計	1,306,502	882,057	424,445

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 14,080千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)

(4) 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について、24,615千円の減損処理を行っております。  
 減損処理にあたっては、期末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(千円)	契約額のうち1年超	時価	
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	売建		(注)	
	売建					
	米ドル					19,222
	ユーロ					1,617
	パーツ		92,562			

(注) 為替予約等の振当処理は、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(千円)	契約額のうち1年超	時価	
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	売建		(注)	
	売建					
	米ドル					43,755
	ユーロ					20
	パーツ		113,496			

(注) 為替予約等の振当処理は、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

前事業年度(平成22年3月31日)

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金法による規約型企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

当事業年度(平成23年3月31日)

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金法による規約型企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

		前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
イ	退職給付債務 (千円)	1,069,902	1,116,725
ロ	年金資産 (千円)	447,523	512,414
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ) (千円)	622,378	604,311
ニ	未認識数理計算上の差異 (千円)	41	11,473
ホ	退職給付引当金(ハ+ニ) (千円)	622,419	592,838

(注) 平成21年4月1日付で、適格退職年金制度から確定給付企業年金規約型に移行しましたが、この移行による退職給付債務への影響はほとんどありません。



## 3 退職給付費用に関する事項

		前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
イ	勤務費用 (千円)	69,440	72,854
ロ	利息費用 (千円)	20,646	21,398
ハ	期待運用収益 (千円)	3,842	4,475
ニ	会計基準変更時差異の 費用処理額 (千円)		
ホ	数理計算上の差異の 費用処理額 (千円)	3,298	763
ヘ	退職給付費用 (千円)	82,945	89,013

## 4 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

		前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方法	期間定額方法
ロ	割引率 (%)	2.0	2.0
ハ	期待運用収益率 (%)	1.0	1.0
ニ	数理計算上の差異の処理年数 (年)	5 (発生の翌期から定額法による)	5 (発生の翌期から定額法による)
ホ	会計基準変更時差異の処理年数 (年)	1 (償却済)	1 (償却済)

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## (税効果会計関係)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 貸倒引当金 7,024千円 賞与引当金 61,200千円 未払事業税 2,292千円 退職給付引当金 253,947千円 役員退職慰労引当金 71,128千円 投資有価証券評価損 23,272千円 減損損失 18,675千円 その他 32,073千円 繰延税金資産合計 469,614千円 評価性引当額 49,855千円 繰延税金資産合計 419,758千円 繰延税金負債 固定資産圧縮積立金 69,498千円 その他投資有価証券評価差額金 201,519千円 繰延税金負債合計 270,018千円 繰延税金資産の純額 149,740千円	繰延税金資産 貸倒引当金 6,063千円 賞与引当金 75,480千円 未払事業税 32,227千円 退職給付引当金 241,877千円 役員退職慰労引当金 98,790千円 投資有価証券評価損 23,272千円 減損損失 18,675千円 その他 30,155千円 繰延税金資産合計 526,543千円 評価性引当額 49,855千円 繰延税金資産合計 476,687千円 繰延税金負債 固定資産圧縮積立金 66,030千円 その他投資有価証券評価差額金 171,523千円 繰延税金負債合計 237,553千円 繰延税金資産の純額 239,133千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	法定実効税率 40.8% 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.6% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.1% 住民税等均等割額 3.0% 役員賞与 3.6% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.5%	法定実効税率 40.8% 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.5% 住民税等均等割額 1.5% 役員賞与 1.9% その他 0.8% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.9%

## (賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社は、東大阪市及び伊賀市に遊休不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社は、東大阪市及び伊賀市に遊休不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門として、特殊帯鋼、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とした焼入鋼帯及び鋁金加工品の生産をする製造部門とがあり、取扱う商品、製品について商事部門、製造部門がそれぞれ戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社は販売・生産体制を基礎とした商品、製品別セグメントから構成されており「商事部門」、「焼入鋼帯部門」及び「鋁金加工品部門」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は仕切価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	商事部門	焼入鋼帯部門	鋁金加工品	
売上高				
外部顧客への売上高	12,788,425	1,364,664	5,418,588	19,571,678
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,271,010	127,334	14,787	1,413,132
計	14,059,435	1,491,999	5,433,376	20,984,810
セグメント利益	613,143	70,705	182,789	866,638
セグメント資産	6,578,203	539,628	4,450,630	11,568,462
その他の項目				
減価償却費	13,012	72,522	530,619	616,154
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,834	12,300	273,422	289,557

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	商事部門	焼入鋼帯部門	鋁金加工品	
売上高				
外部顧客への売上高	15,362,663	1,814,702	6,523,130	23,700,496
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,619,646	163,736	9,624	1,793,007
計	16,982,310	1,978,438	6,532,755	25,493,504
セグメント利益	672,114	273,392	734,246	1,679,753
セグメント資産	7,601,428	526,096	4,267,283	12,394,808
その他の項目				
減価償却費	13,246	64,322	424,054	501,624
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,709	22,987	276,319	304,015

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	20,984,810	25,493,504
セグメント間取引消去	1,413,132	1,793,007
財務諸表の売上高	19,571,678	23,700,496

(単位：千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	866,638	1,679,753
全社費用(注)	666,288	821,425
財務諸表の営業利益	200,350	858,327

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	11,568,462	12,394,808
全社資産(注)	6,861,747	7,395,296
財務諸表の資産合計	18,430,210	19,790,105

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物、投資有価証券等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	616,154	501,624	32,256	32,294	648,410	533,918
有形固定資産及び無形資産の増加額	289,557	304,015	3,708	39,167	293,265	343,183

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
(株)ダイナックス	3,472,748	商事部門・鋳金加工品部門
(株)エクセディ	2,878,232	商事部門・焼入鋼帯部門・鋳金加工品部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	496円22銭	508円44銭
1株当たり当期純利益	8円11銭	21円12銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式がないため、記載しており ません	潜在株式がないため、記載しており ません

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額	11,121,092千円	11,394,175千円
普通株式に係る純資産額	11,121,092千円	11,394,175千円
差額の主な内訳		
普通株式の発行済株式数	22,558,063株	22,558,063株
普通株式の自己株式数	146,361株	148,069株
1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数	22,411,702株	22,409,994株

2. 1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	181,885千円	473,240千円
普通株式に係る当期純利益	181,885千円	473,240千円
普通株式の期中平均株式数	22,414,570株	22,410,575株

(重要な後発事象)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)エクセディ	81,714.000	204,121
日新製鋼(株)	1,021,000.000	182,759
三菱商事(株)	66,000.000	152,394
ブラザー工業(株)	122,849.543	150,122
(株)クボタ	172,524.326	135,259
(株)今仙電機製作所	87,812.000	100,983
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	140,962.000	54,129
(株)日阪製作所	41,000.000	41,492
パナソニック(株)	37,671.435	39,856
(株)みずほフィナンシャルグループ	201,000.000	27,738
日本パワーファスニング(株)	212,864.000	27,672
みずほ証券(株)	112,864.000	24,942
(株)りそなホールディングス	53,050.000	21,007
日亜鋼業(株)	83,000.000	19,588
トピー工業(株)	87,778.485	19,135
その他(13銘柄)	129,031.651	62,731
計	2,651,121.440	1,263,933

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(投資信託受益証券)		
ファンド・オブ・オールスター	51,645,147	30,470
その他投資信託受益証券(4銘柄)	51,000,000	26,178
計	102,645,147	56,649

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,489,080	12,604		3,501,685	2,539,077	75,056	962,607
構築物	178,236			178,236	161,594	3,321	16,641
機械及び装置	7,189,021	45,413	188,108	7,046,327	6,120,083	288,420	926,243
車輛運搬具	107,472	10,895	9,976	108,392	92,639	10,266	15,752
工具、器具及び備品	5,991,272	76,520	5,891	6,061,902	5,960,554	128,951	101,347
土地	998,073			998,073			998,073
リース資産	50,358	10,608		60,966	23,222	10,959	37,743
建設仮勘定	50,228	176,143	135,790	90,581			90,581
有形固定資産計	18,053,745	332,185	339,766	18,046,164	14,897,173	516,976	3,148,991
無形固定資産							
ソフトウェア				24,947	20,657	4,625	4,290
電話加入権				5,800			5,800
リース資産				64,565	28,370	12,316	36,194
無形固定資産計				95,313	49,027	16,942	46,285
長期前払費用	707		440	267	227	91	40
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1. 有形固定資産の主な増加

工具、器具及び備品 金型 65,133千円  
建設仮勘定 C V T 部品組立機 51,186千円

2. 長期前払費用の償却は、有効期間にわたって均等償却しております。

3. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.872	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	22,631	26,361		
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)				
リース債務 (1年以内返済予定のものを除く)	60,793	51,274		平成25年5月～平成27年11月
その他有利子負債				
合計	483,424	477,635		

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	26,361	18,611	4,379	1,921

## 【引当金明細表】



区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	21,770	3,500	4,928	3,431	16,910
賞与引当金	150,000	185,000	150,000		185,000
役員賞与引当金	30,000	40,000	30,000		40,000
役員退職慰労引当金	174,334	67,798			242,133

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

**【資産除去債務明細表】**

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	6,137
預金	
当座預金	3,362,613
普通預金	414,916
定期預金	410,000
その他預金	4
計	4,187,534
合計	4,193,671

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
共栄鋼材(株)	390,841
第一金属(株)	358,043
(株)オチアイ	224,000
(株)塚谷刃物製作所	150,651
(株)三井三池製作所	84,427
その他	865,815
合計	2,073,779

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成23年4月	593,150
平成23年5月	549,455
平成23年6月	553,931
平成23年7月	355,269
平成23年8月	21,973
合計	2,073,779

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ダイナックス	1,347,810
(株)エクセディ	279,542
三菱自動車工業(株)	239,592
(株)クボタ	225,941
ジュタワン・モリテック(タイランド)社	224,643
その他	2,700,885
合計	5,018,416

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
4,581,336	24,833,842	24,396,762	5,018,416	82.94	70.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 商品及び製品

区分	品目	金額(千円)
商品	特殊帯鋼	981,593
	普通鋼・その他	437,026
	小計	1,418,619
製品	焼入鋼帯	146,630
	鋁金加工品	364,707
	小計	511,338
合計		1,929,957

## 仕掛品

区分	品目	金額(千円)
仕掛品	焼入鋼帯	71,713
	鋁金加工品	252,975
合計		324,689

## 原材料及び貯蔵品

区分	品目	金額(千円)
原材料	特殊帯鋼	184,816
	買入部品	26,844
	普通鋼・その他	54,121
	小計	265,782
貯蔵品	工場消耗品・その他	37,615
	小計	37,615
合計		303,397

## 支払手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日亜鋼業(株)	248,277
福栄鋼材(株)	77,643
高砂鐵工(株)	67,945
日本鐵板(株)	27,501
ハイスチール(株)	54,512
その他	631,390
合計	1,107,270

## 期日別内訳

期日	金額(千円)
平成23年4月	314,722
平成23年5月	292,900
平成23年6月	229,019
平成23年7月	200,826
平成23年8月	69,801
合計	1,107,270

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)メタルワン	4,310,916
日亜鋼業(株)	64,888
東洋ファイン(株)	47,766
福栄鋼材(株)	37,082
高砂鐵工(株)	27,168
その他	450,636
合計	4,938,458

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	5,519,089	5,845,453	6,280,509	6,055,444
税引前四半期純利益金額 (千円)	177,203	233,169	242,501	222,080
四半期純利益金額(千円)	98,983	131,061	126,799	116,396
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.42	5.85	5.66	5.19

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(注) 平成23年5月30日開催の取締役会決議により、1単位の株式数を1,000株から100株に変更しております。なお、実施日は平成23年8月1日であります。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                     |                               |                          |
|---|---------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類<br>並びに確認書   | 事業年度<br>(第69期)      | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日   | 平成22年6月25日<br>近畿財務局長に提出  |
| (2) 内部統制報告書   | 事業年度<br>(第69期)      | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日   | 平成22年6月25日<br>近畿財務局長に提出  |
| (3) 有価証券報告書の<br>訂正報告書及び<br>確認書  | 事業年度<br>(第69期)      | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日   | 平成22年6月30日<br>近畿財務局長に提出  |
| (4) 四半期報告書<br>及び確認書   | 事業年度<br>(第70期第1四半期) | 自 平成22年4月1日<br>至 平成22年6月30日   | 平成22年8月10日<br>近畿財務局長に提出  |
|   | 事業年度<br>(第70期第2四半期) | 自 平成22年7月1日<br>至 平成22年9月30日   | 平成22年11月12日<br>近畿財務局長に提出 |
|   | 事業年度<br>(第70期第3四半期) | 自 平成22年10月1日<br>至 平成22年12月31日 | 平成23年2月14日<br>近畿財務局長に提出  |
| (5) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書<br>平成22年6月28日近畿財務局長に提出。 |                     |                               |                          |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月23日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 御 前 善 彦

業務執行社員 公認会計士 公 江 正 典

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリテックスチール株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテックスチール株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モリテックスチール株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、モリテックスチール株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6 月23日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔

業務執行社員 公認会計士 公 江 正 典

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリテックスチール株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテックスチール株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モリテックスチール株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、モリテックスチール株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。